

埼玉県社会福祉協議会非常勤役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、非常勤役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(非常勤役員)

第2条 この規程において、非常勤役員とは、非常勤の理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 非常勤である役員が、その職務のため、理事会、監事監査及び評議員会に出席したとき、又は法人業務を行う場合には、報酬として日額五千円を支給する。

2 前項に関わらず、会長には別表に掲げる報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 非常勤である役員が、その職務のため、理事会、監事監査及び評議員会に出席したとき、又は法人業務のために出張したときは、「社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会旅費規程」に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月15日から施行する。

別表

役職	報酬額
理事（会長）	月額 80,000 円